

答 申 書

(答申第3号)

令和2年9月10日

福井県行政不服審査会

第1 審査会の結論

審査請求人が令和2年2月11日に提起した福井市福祉事務所長（以下「処分庁」という。）による生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づく保護申請却下処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、これを棄却するとの福井県知事（以下「審査庁」という。）の判断は、妥当である。

第2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

次の理由により、本件処分を取り消すとの裁決を求める。

- (1) 審査請求人は、障害者として通院のための車の所有が認められているが、通院するためにはガソリン代や車検代等の自動車の維持に要する費用（以下「自動車の維持費」という。）が必要である。働いている人が就労収入から通勤手当を控除されるのと同様に、年金収入しかない審査請求人については、年金収入から自動車の維持費を控除すべきである。
- (2) 「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）第8の問40の答（2）ケにおいて、「当該経費が通院、通所及び通学のために保有を容認される自動車の維持に要する費用にあてられる場合は、当該自動車の利用に伴う燃料費、修理費、自動車損害賠償保障法に基づく保険料、対人・対物賠償に係る任意保険料及び道路運送車両法による自動車の検査に要する費用等として必要と認められる最小限度の額」は、収入として認定しないこととされている。

2 審査庁の主張

審査請求人の主張は、年金収入から控除することの要件に該当しないため、本件審査請求は棄却することが妥当である。

第3 審理員意見書の要旨

1 結論

本件審査請求には理由がないことから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、本件審査請求を棄却すべきである。

2 理由

(1) 年金の収入認定における控除について

法第8条第1項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」と規定している。

このように保護の程度については、最低生活費から収入として認定した額を差し引いた額をもって決定されるところ、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第8の3の（2）ア（イ）によれば、年金の収入認定において控除できるのは、年金収入を得るために必要な経費に限られている。

これを本件についてみると、審査請求人が控除することを求めているのは通院のためのガソリン代等の経費であり、年金収入を得るために必要な経費ではないため、これを年金収入から控除することはできない。

なお、審査請求人が収入として認定しない根拠としている課長通知第8の間40の記載は、自立更生のための恵与金等に係るものであり、年金収入に適用されるものではない。

（2）医療扶助における移送の給付について

法第11条第1項第4号は、保護の種類の一つとして「医療扶助」を掲げ、法第15条第6号は、医療扶助の範囲に「移送」を含むものと規定している。

しかし、「生活保護法による医療扶助運営要領について」（昭和36年9月30日社発第727号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第3の9（2）によれば、移送の給付において燃料費を給付することとしているのは、医師の往診等の場合のみである。

また、課長通知第3の間12によれば、ガソリン代を除く自動車の維持に関する費用は、他からの援助、他施策の活用によりまかなうこととされている。なお、処分庁は、障害者加算の範囲内で自動車の維持費をまかなうことができることを確認している。

以上によれば、通院等に係る自動車の維持費は、移送の給付の範囲には含まれないと言わざるを得ず、支給することができない。

（3）まとめ

以上のことから、自動車の維持費の支給等を求める保護申請を却下した本件処分に違法または不当な点は認められず、本件審査請求には理由がない。

第4 調査審議の経過

令和2年6月 3日 諮問の受理

令和2年7月16日 審議

令和2年9月 3日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件審査請求について

審査請求人は、通院等のために自動車の保有が認められているが、自動車の維持費について、年金収入から控除して保護の対象としてほしい旨を主張している。

保護の実施に当たり、収入認定において控除できる経費は、次官通知第8の3(2)ア(イ)において、「収入を得るために必要な経費として、交通費、所得税、郵便料等を要する場合または受給資格の証明のために必要とした費用がある場合は、その実際必要額を認定する。」とされている。

審査請求人の場合、就労していないため、年金のみが収入となっているが、本件処分時には既に年金の受給権を得ていることから年金収入を得るために必要な経費は存在せず、また、自動車の維持費が当該年金収入を得るために必要な経費に該当しないことは明らかであることから、審査請求人の主張に理由はない。

また、審査請求人が主張する課長通知第8の間40については、自立更生のための恵与金等に係るものであり、年金収入に適用されるものではない。

以上のことを踏まえると、年金の収入認定において自動車の維持費を控除することはできないとする処分庁の判断に、違法または不当な点は認められない。

なお、被保護者が通院等のために自動車を保有できる要件には、課長通知第3の間12の「自動車の維持に要する費用（ガソリン代を除く。）が他からの援助（維持費に充てることを特定したものに限る。）、他施策の活用等により、確実にまかなわれる見通しがあること。」が前提となっているところ、本件処分においても、処分庁は、審査請求人の自動車の維持費が障害者加算の範囲内でまかなわれることを確認した上で、自動車の保有を認めていることから、別途自動車の維持費について考慮する余地はないと解すべきである。

よって、上記のとおり、本件処分に違法または不当な点は認められないことから、本件審査請求には理由がない。

2 審理員の審理手続について

審理員の審理手続について、違法または不当な点は認められない。

3 結論

以上の理由から、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

福井県行政不服審査会委員名簿（五十音順）

氏 名	備 考
玄津 辰弥	会 長
田中 住江	
永田 康寛	